

熊本県選挙管理委員会告示第102号

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮本卓治

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第103号

熊本県選挙管理委員会電子署名規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮本卓治

熊本県選挙管理委員会電子署名規程
熊本県選挙管理委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県代表監査委員 松本和彦

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県監査委員訓令第2号

監査委員事務局

熊本県監査委員電子署名規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県代表監査委員 松本和彦

熊本県監査委員電子署名規程
熊本県監査委員における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県地方労働委員会訓令第1号

地方労働委員会事務局

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県地方労働委員会会長 竹中潮

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年12月22日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までの間は、題名及び本文中「労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」とする。

熊本県地方労働委員会訓令第2号

地方労働委員会事務局

熊本県労働委員会電子署名規程を次のように定める。
平成16年12月22日

熊本県地方労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会電子署名規程
熊本県労働委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年12月22日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までの間は、題名及び本文中「労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」とする。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第2号

熊本県有明海区漁業調整委員会

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。
平成16年12月22日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程
熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第3号

熊本県有明海区漁業調整委員会

熊本県有明海区漁業調整委員会電子署名規程を次のように定める。
平成16年12月22日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

熊本県有明海区漁業調整委員会電子署名規程
熊本県有明海区漁業調整委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号

天草不知火海区漁業調整委員会

天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。
平成16年12月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程
天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第 号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号

天草不知火海区漁業調整委員会

天草不知火海区漁業調整委員会電子署名規程を次のように定める。
平成16年12月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

天草不知火海区漁業調整委員会電子署名規程
 天草不知火海区漁業調整委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第2号

熊本県内水面漁場管理委員会

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬場 敬次

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第3号

熊本県内水面漁場管理委員会

熊本県内水面漁場管理委員会電子署名規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬場 敬次

熊本県内水面漁場管理委員会電子署名規程

熊本県内水面漁場管理委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この告示は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県議会訓令第1号

議会事務局

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県議会議長 児玉 文雄

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県議会訓令第2号

議会事務局

熊本県議会事務局電子署名規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県議会議長 児玉 文雄

熊本県議会事務局電子署名規程

熊本県議会事務局における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。